平成２２年（フ）第９８号
茨城県つくば市花畑３丁目１－７　ウィンディアサウスイースト201、住民票上の住所茨城県つくば市要161番地１
債務者　小森　春代（旧姓千葉・小野）
１　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１１４号
茨城県つくば市面野井362番地12
債務者　岡野　芳和
１　決定年月日時　平成22年４月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３７号
群馬県みどり市大間々町大間々766番地５
債務者　進藤　真紀
１　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第４２号
群馬県みどり市笠懸町鹿2439番地３　ラ・プレミールＣ102
債務者　須藤　武志
１　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第４４号
群馬県桐生市黒保根町宿廻989番地
債務者　松島　光夫
１　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第４５号
群馬県桐生市黒保根町宿廻989番地
債務者　石井　一枝
１　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第３６号
千葉県君津市南子安２丁目16番33号
債務者　横山　フミ
１　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第４２号
千葉県袖ケ浦市蔵波2015番地１、住民票上の住所千葉県袖ケ浦市蔵波2019番地11
債務者　島　　孝行
１　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第６０号
山梨県甲州市塩山三日市場2565番地７
債務者　渡邉　芳子
１　決定年月日時　平成22年４月14日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７０号
山梨県南巨摩郡早川町高住630番地
債務者　望月　義教
１　決定年月日時　平成22年４月14日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７２号
山梨県甲府市酒折３丁目11番５号レヂオンス甲府ＰＡＲＴⅢＡ－107
債務者　野澤　美佳
１　決定年月日時　平成22年４月14日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８０号
山梨県北杜市須玉町藤田346番地５　サンコーポラス須玉２－307
債務者　鷹野　浩三
１　決定年月日時　平成22年４月14日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８２号
山梨県甲府市国母４丁目22番６号レジデンスカサイ302
債務者　平山由紀美
１　決定年月日時　平成22年４月14日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８４号
山梨県北杜市長坂町日野613番地
債務者　山坂あけ美
１　決定年月日時　平成22年４月14日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８７号
山梨県甲府市住吉３丁目17番７号イーストⅠ住吉201
債務者　芦原　　成
１　決定年月日時　平成22年４月14日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９８号
山梨県中央市西新居11番地　中込住宅３号室
債務者　上田みどり
１　決定年月日時　平成22年４月14日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９９号
山梨県甲府市上石田４丁目19番８－207号
債務者　丸山　澄子
１　決定年月日時　平成22年４月14日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係